介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設しおかわ福寿の里(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者を保護する者(以下「保護者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設利用同意書を当施設に提出したのち、利用を開始した日から効力を有します。但し、保護者や連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
 - 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われた場合には、新たに同意書を提出するものとします。

(保護者)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす保護者を立てます。但し、利用者が保護者を立て ることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
 - 2 保護者は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を利用者と連帯して 支払う責任を負います。
 - 3 保護者は、前項の責任のほか、次の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、保護者と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
 - 4 保護者が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び保護者に対し、相当期間内にその保護者に代わる新たな保護者を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

(連帯保証人)

- 第4条 利用者及び保護者は、次の各号の要件を満たす連帯保証人を立てます。但し、利用者及び保護者が連帯保証人を立てることができない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
 - ③ 利用者及び保護者と別の生計を営む者であること。
 - 2 連帯保証人は、利用者及び保護者が第6条第1項第3号に該当した場合は、第7条

第3項に定める範囲内で、利用者及び保護者と連帯して債務を支払う責任を負います。

3 連帯保証人の請求があったときは、当施設は連帯保証人に対し、当施設に対する利 用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及 び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第5条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び保護者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします。)
 - 2 保護者も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は保護者が正当な理由なく、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第6条 当施設は、利用者及び保護者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者及び保護者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)の提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者又は保護者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな保護者を立てることを求めたにもかかわらず、新たな保護者を立てない場合。但し、利用者が新たな保護者を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - 7 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第7条 利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、利用者、保護者又は利用者若しくは保護者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、原則、当施設の指定する方法によるものとします。
 - 3 第6条第1項第3号に該当した場合は、連帯保証人が利用料金を支払う事とし、その 極度額は5万円とします。

4 当施設は、利用者又は保護者から、同条第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、保護者又は利用者若しくは保護者が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第8条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
 - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な 実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、保護者が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が保護者に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が保護者又は連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため 必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び保護者以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、 利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利 用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないこと ができます。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第 10 条 当施設とその職員(退職した者を含む)は、当法人の個人情報保護方針に基づき、 業務上知り得た利用者、保護者又は利用者若しくは保護者の親族に関する個人情報の 利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に 漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行 うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター『介護予防支援事業所』)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村へ の通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、 協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、 保護者又は利用者若しく保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を 講じます。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療 機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は、保護者又は利用者若しくは保護者が指定する者及び保険者 の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び保護者は、当施設の提供する通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で届け出か郵送、又は所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 14 条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の提供に伴って当施 設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対 して、損害を賠償するものとします。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保護者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。